

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年 9 月25日

【発行者の名称】

株式会社ウイズ・ワン
(WISS1 Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 井手 浩太

【本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋大伝馬町 6 番 8 号

【電話番号】

(03)5623-6711 (代表)

【事務連絡者氏名】

代表取締役専務 幸 隆志

【担当 J - A d v i s e r の名称】

三田証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 門倉 健仁

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 3 番11号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://mitasec.com/disclosure/>

【電話番号】

(03)3666-0011

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ウイズ・ワン

<https://www.wiss1.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期中	第26期中	第27期中	第25期	第26期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	911,582	1,084,763	1,060,430	1,943,300	2,156,871
経常利益 (千円)	50,656	131,450	85,686	127,217	214,664
中間（当期）純利益 (千円)	34,825	10,774	59,976	89,975	70,280
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数 (株)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
純資産額 (千円)	322,407	381,697	494,383	377,581	441,199
総資産額 (千円)	1,010,843	1,206,527	1,259,717	1,256,202	1,278,381
1株当たり純資産額 (円)	3,582.31	4,241.09	5,493.15	4,195.35	4,902.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	75.0 (—)	75.0 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	386.96	119.72	666.41	999.72	780.89
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.9	31.6	39.2	30.1	34.5
自己資本利益率 (%)	11.8	2.8	12.8	26.9	17.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15,618	△75,027	7,554	103,403	62,909
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△26,358	△17,581	△39,667	△102,268	△58,719
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,286	△6,963	△33,958	89,012	△39,232
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高 (千円)	234,092	248,692	247,152	348,264	313,223
従業員数 (人)	192	200	227	190	199

(注1) 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度又は中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

(注3) 1株当たり配当額及び配当性向について、第25期中、第26期中及び第27期中は中間配当を行っていないため記載しておりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であります。

(注6) 第25期及び第26期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第25期中、第26期中及び第27期中の中間財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(人)	227
---------	-----

(注1) 従業員数は就業人員であります。

(注2) 当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、主要機関の見通しで軒並み成長率が下方修正され、減速傾向が鮮明になりました。主な要因としては、悪化する貿易摩擦や政策の不確実性、地政学リスクの高まりが挙げられます。特に、関税引き上げがインフレ再燃のリスクを高め、多くの国で成長予測が下方修正されました。

日本経済は、緩やかな回復基調にあるものの、足取りは鈍い状況でした。2025年1-3月期の実質GDP成長率はマイナスに陥り、輸出の減少や個人消費の力強さの欠如が示されました。春闘での高い賃上げ率は実質賃金の上昇に寄与し、個人消費を支えることが期待されていますが、トランプ関税などの貿易摩擦の激化が輸出に下押し圧力となり、全体としては内需主導への転換が課題となっています。インフレ率は徐々に落ち着く見込みですが、不確実性は残ります。

当社が属する情報サービス産業においては、デジタル化の推進と「2025年の崖」問題への対応が大きな焦点となりました。生成AIの進化と業務活用が拡大し、クラウドネイティブ技術の普及も加速しているものの、老朽化したレガシーシステムの維持コスト増加やIT人材不足が課題として顕在化しており、企業はDX推進を加速させる必要に迫られています。

このような環境下において、当社は引き続き、システムコンサルティング、開発・設計を通じ、時代の最先端のニーズに対して常にフレキシブルに応えながら、社会の情報化に貢献することを目指し、更なる採算性の重視、品質の向上に努めてまいりました。これらの結果、売上高は1,060,430千円（前年同期比2.2%減少）、営業利益は75,147千円（同41.7%減少）、経常利益は85,686千円（同34.8%減少）、中間純利益は59,976千円（同456.6%増加）となっております。

なお、当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載いたします。

[システム開発事業]

売上高は922,764千円（前年同期比1.3%増加）となりました。これは主に、既存顧客に対する継続的な受注活動、積極的な人材の採用に加え、当中間会計期間における当社内の組織変更によりシステム開発事業の人員が増加したこと等によるものであります。

[インフラ事業]

売上高は137,666千円（前年同期比20.7%減少）となりました。これは主に、当中間会計期間における当社内の組織変更によりインフラ事業の人員が減少したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は247,152千円（前事業年度末比66,071千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は7,554千円（前年同期は75,027千円の使用）となりました。主な増加要因は税引前中間純利益の計上85,686千円等、主な減少要因は未払消費税等の減少額52,709千円、売上債権及び契約資産の増加額17,517千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は39,667千円（前年同期は17,581千円の使用）となりました。主な減少要因は定期預金等の預入による支出413,999千円等、主な増加要因は定期預金の払戻による収入377,309千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は33,958千円（前年同期は6,963千円の使用）となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出97,908千円、短期借入金の純減少額25,800千円等、主な増加要因は長期借入れによる収入100,000千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産、仕入実績

生産実績について、該当事項はありません。また、仕入実績については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 受注実績

受注実績については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りであります。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	前年同期比 (%)
システム開発事業 (千円)	922,764	101.3
インフラ事業 (千円)	137,666	79.3
合計 (千円)	1,060,430	97.8

(注1) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りです。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)		当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
TDCソフト(株)	354,322	32.7	313,121	29.5
富士通(株)	232,773	21.5	182,934	17.3
(株)NTTデータフロンティア (注2)	109,866	10.1	—	—

(注2) 当中間会計期間は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは三田証券株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。当該契約における義務及び契約解除に関する条項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」とします）において下記の事象が発生した場合には、三田証券株式会社（以下「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態になった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以

内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続き又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合
当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再生計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の連携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下 本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認

めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合
このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。
なお、本発行情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は753,303千円で、前事業年度末に比べ61,923千円減少しております。主な減少要因は現金及び預金の減少76,930千円等、主な増加要因は売掛金及び契約資産の増加17,517千円等であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は506,414千円で、前事業年度末に比べ43,260千円増加しております。主な増加要因は長期預金の増加47,551千円等であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は513,777千円で、前事業年度末に比べ70,697千円減少しております。主な減少要因は未払消費税等の減少52,709千円、短期借入金金の減少25,800千円等、主な増加要因は未払法人税等の増加19,044千円等であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は251,556千円で、前事業年度末に比べ1,150千円減少しております。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は494,383千円で、前事業年度末に比べ53,184千円増加しております。主な増加要因は中間純利益59,976千円の計上による利益剰余金の増加等、主な減少要因は剰余金の配当6,750千円による減少等であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	360,000	270,000	90,000	90,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	360,000	270,000	90,000	90,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	90,000	—	45,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
柴田 美知男	神奈川県横須賀市	22,800	25.33
工藤 浩昭	埼玉県ふじみ野市	10,000	11.11
井手 浩太	埼玉県和光市	8,000	8.89
五十嵐 圭	東京都町田市	4,600	5.11
幸 隆志	埼玉県越谷市	4,600	5.11
栗田 基輝	東京都北区	4,200	4.67
平野 隼都	東京都葛飾区	3,900	4.33
小原 紹五	神奈川県横浜市南区	3,300	3.67
吉川 正太	東京都足立区	3,000	3.33
松本 隆裕	神奈川県藤沢市	3,000	3.33
計	—	67,400	74.89

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,000	900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 90,000	—	—
総株主の議決権	—	900	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注2) 2025年1月から2025年6月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	546,264	469,333
売掛金及び契約資産	※1 253,345	※1 270,863
前払費用	14,464	9,991
未収入金	1,107	1,849
その他	45	1,265
流動資産合計	815,227	753,303
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	40,976	39,366
工具、器具及び備品（純額）	227	75
有形固定資産合計	※2 41,203	※2 39,442
投資その他の資産		
長期前払費用	84,524	76,473
前払年金費用	18,049	20,415
差入保証金	12,495	14,088
保険積立金	81,267	82,872
長期預金	219,487	267,038
その他	6,125	6,083
投資その他の資産合計	421,950	466,971
固定資産合計	463,153	506,414
資産合計	1,278,381	1,259,717

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	90,800	65,000
1年内償還予定の社債	8,000	4,500
1年内返済予定の長期借入金	152,639	155,966
未払金	107,735	104,223
未払費用	104,226	100,162
未払法人税等	6,627	25,671
未払消費税等	※3 77,141	※3 24,432
預り金	24,757	17,392
賞与引当金	12,457	16,430
流動負債合計	584,474	513,777
固定負債		
長期借入金	239,481	238,246
資産除去債務	13,226	13,310
固定負債合計	252,707	251,556
負債合計	837,182	765,333
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,000	45,000
利益剰余金		
利益準備金	3,092	3,767
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	393,011	445,562
利益剰余金合計	396,103	449,329
株主資本合計	441,103	494,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	95	53
評価・換算差額等合計	95	53
純資産合計	441,199	494,383
負債純資産合計	1,278,381	1,259,717

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)		当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)	
売上高		1,084,763		1,060,430
売上原価		822,174		791,331
売上総利益		262,588		269,099
販売費及び一般管理費	※1	133,709	※1	193,951
営業利益		128,879		75,147
営業外収益				
受取利息		5		245
受取配当金		18		18
保険解約返戻金		1,412		9,960
助成金収入		4,045		3,626
その他		328		420
営業外収益合計		5,809		14,272
営業外費用				
支払利息		3,064		3,552
社債利息		7		4
その他		165		176
営業外費用合計		3,237		3,733
経常利益		131,450		85,686
特別損失				
役員退職慰労金		114,956		—
特別損失合計		114,956		—
税引前中間純利益		16,494		85,686
法人税等	※3	5,720	※3	25,710
中間純利益		10,774		59,976

【中間売上原価明細書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)		当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		461,393	56.1	497,221	62.8
II 外注費		346,547	42.2	281,353	35.6
III 経費		14,234	1.7	12,756	1.6
合計		822,174	100.0	791,331	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,000	2,417	330,156	332,573	377,573	7	7	377,581
当中間期変動額								
剰余金の配当			△6,750	△6,750	△6,750			△6,750
利益準備金の積立		675	△675	—	—			—
中間純利益			10,774	10,774	10,774			10,774
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）						91	91	91
当中間期変動額合計	—	675	3,349	4,024	4,024	91	91	4,116
当中間期末残高	45,000	3,092	333,505	336,597	381,597	99	99	381,697

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	45,000	3,092	393,011	396,103	441,103	95	95	441,199
当中間期変動額								
剰余金の配当			△6,750	△6,750	△6,750			△6,750
利益準備金の積立		675	△675	—	—			—
中間純利益			59,976	59,976	59,976			59,976
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）						△42	△42	△42
当中間期変動額合計	—	675	52,551	53,226	53,226	△42	△42	53,184
当中間期末残高	45,000	3,767	445,562	449,329	494,329	53	53	494,383

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	16,494	85,686
減価償却費	1,156	1,761
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△1,221	△2,365
賞与引当金の増減額 (△は減少)	681	3,882
受取利息及び受取配当金	△23	△264
役員退職慰労金	114,956	—
保険解約返戻金	△1,412	△9,960
助成金収入	△4,045	△3,626
支払利息及び社債利息	3,072	3,556
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△28,824	△17,517
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△3,436	8,051
未払金の増減額 (△は減少)	△22,644	△3,512
未払費用の増減額 (△は減少)	1,268	△4,064
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,536	△52,709
預り金の増減額 (△は減少)	△1,620	△7,365
その他	139	2,336
小計	71,002	3,889
利息の受取額	23	262
利息の支払額	△3,072	△3,556
法人税等の支払額	△33,483	△6,627
役員退職慰労金の支払額	△114,956	—
保険解約返戻金の受取額	1,412	9,960
助成金の受取額	4,045	3,626
営業活動によるキャッシュ・フロー	△75,027	7,554
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△17,300	△413,999
定期預金の払戻による収入	—	377,309
保険積立金の積立による支出	△2,146	△2,046
その他	1,865	△932
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,581	△39,667
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△5,850	△25,800
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△90,863	△97,908
社債の償還による支出	△3,500	△3,500
配当金の支払額	△6,750	△6,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,963	△33,958
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△99,572	△66,071
現金及び現金同等物の期首残高	348,264	313,223
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 248,692	※ 247,152

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として計上しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間分に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（期末自己都合退職金要支給額）に基づき、計上しております。計算方法は簡便法を使用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、システム開発における請負契約及び準委任契約が含まれております。これらの契約は中間期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外収益」に区分掲記していた「保険配当金」は金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「保険配当金」に表示していた191千円、同「その他」に表示していた136千円は、「その他」328千円として組み替えております。

また、前中間会計期間において、「営業外費用」に区分掲記していた「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた133千円、同「その他」に表示していた32千円は、「その他」165千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

- ※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

- ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,952千円	8,714千円

- ※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

- ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	25,011千円	25,980千円
給料及び賞与	31,483	51,243
退職給付費用	1,698	1,951
減価償却費	1,156	1,761
支払手数料	16,250	20,991
賃借料	16,998	23,265

- ※2 減価償却実施額は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産	1,156千円	1,761千円

- ※3 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式(株)				
普通株式	90,000	—	—	90,000
合計	90,000	—	—	90,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月23日 定時株主総会	普通株式	6,750	75	2023年12月31日	2024年3月25日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式(株)				
普通株式	90,000	—	—	90,000
合計	90,000	—	—	90,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月22日 定時株主総会	普通株式	6,750	75	2024年12月31日	2025年3月24日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
現金及び預金勘定	493,410千円	469,333千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△244,717	△222,181
現金及び現金同等物	248,692	247,152

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	8,000	7,963	△36
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	392,120	389,672	△2,447
負債計	400,120	397,636	△2,483

当中間会計期間（2025年6月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	4,500	4,487	△12
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	394,212	391,531	△2,680
負債計	398,712	396,019	△2,692

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	7,963	—	7,963
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	389,672	—	389,672
負債計	—	397,636	—	397,636

当中間会計期間末（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	4,487	—	4,487
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	391,531	—	391,531
負債計	—	396,019	—	396,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
期首残高	10,685千円	13,226千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,439	—
時の経過による調整額	101	84
期末残高	13,226	13,310

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューションサービス事業
一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり移転される財	1,084,763
顧客との契約から生じる収益	1,084,763
外部顧客との売上高	1,084,763

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューションサービス事業
一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり移転される財	1,060,430
顧客との契約から生じる収益	1,060,430
外部顧客との売上高	1,060,430

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

(1) 請負契約及び準委任契約に基づく業務

請負契約及び準委任契約に基づく業務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

(2) 派遣契約に基づく業務

派遣契約に基づく業務については、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
売掛金	227,256	223,034
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）		
売掛金	223,034	209,983
契約資産（期首残高）	48,067	30,311
契約資産（中間期末（期末）残高）	30,311	60,879

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	911, 193	173, 569	1, 084, 763

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	354, 322	(注)
富士通(株)	232, 773	(注)
(株)NTTデータフロンティア	109, 866	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	922, 764	137, 666	1, 060, 430

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	313, 121	(注)
富士通(株)	182, 934	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
1株当たり純資産額	4,902円21銭	5,493円15銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	441,199	494,383
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	441,199	494,383
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	90,000	90,000

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	119円72銭	666円41銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	10,774	59,976
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	10,774	59,976
普通株式の期中平均株式数 (株)	90,000	90,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年 9 月25日

株式会社ウイズ・ワン

取締役会 御中

監査法人 コ ス モ ス

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 寺島 洋希

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイズ・ワンの2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウイズ・ワンの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上